

民生委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立った相談や、必要な援助等を行い、社会福祉の増進に努めるものとし、厚生労働大臣が委嘱している。

民生委員は児童委員を兼ねており、厚生労働大臣は民生委員・児童委員のうちから主任児童委員を指名する。

1 民生委員・児童委員の現況

(1) 民生委員・児童委員の人数

本市の民生委員・児童委員及び主任児童委員定数は507名であり、一人あたり約228世帯を担当区域として配置されている。また全市を18地区に分け、それぞれ地区民生児童委員協議会が組織されている。

平成31年4月の中核市移行に伴い、民生委員の定数決定の権限が市に移譲されている。

〔現在の民生委員・児童委員の任期〕 令和4年12月1日～令和7年11月30日

(2) 各地域の民生委員・児童委員の定数(令和4年12月1日～)

(単位：人)

単位民生児童委員協議会名	民生委員 児童委員	主任 児童委員	定数 合計	単位民生児童委員協議会名	民生委員 児童委員	主任 児童委員	定数 合計
東 部	29	2	31	大 東	24	2	26
成 和	27	2	29	九頭竜	47	3	50
西 部	38	2	40	あさむつ	23	2	25
南 部	36	2	38	川 西	30	2	32
北 部	22	2	24	森 田	18	2	20
中 部	22	2	24	東足羽	25	2	27
明 道	27	2	29	美 山	17	2	19
足 羽	19	2	21	越 廼	7	1	8
社	37	2	39	清 水	23	2	25
				計	471	36	507

(3) 民生委員・児童委員の役割

子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいや高齢等によって社会的に孤立する恐れのある人に対して、地域の身近な相談相手となり、さらに、行政など関係(支援)機関とのパイプ役を務める。

(4) 民生委員・児童委員の主な活動

- ・見守り活動(ひとり暮らし高齢者の訪問等)
- ・生活相談支援
- ・児童生徒見守り
- ・地域の福祉活動への参加
- ・調査、実態把握
- ・証明書作成事務

災 害 援 護 等

市民が火災等の不慮の人為的災害又は暴風・豪雨等の自然災害により被害を受けた場合に、被災者に対して応急的に必要な援護を行っている。

【災害見舞金支給状況】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数	18	29	25	13	10
見舞金総額（円）	1,160,000	1,850,000	1,510,000	800,000	970,000

指 導 監 査

社会福祉事業を行う施設等の適正な運営の確保を目的として、関係法令・通知等に基づき、指導監査を実施している。

1 社会福祉法人指導監査

市の区域内で事業を行う社会福祉法人の認可および指導監査を行っている。

【監査実施法人数】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施法人数	20	17	19	21	18

2 社会福祉施設等指導監査

平成31年4月の中核市移行に伴い、児童・高齢者・障がい者福祉事業に関する指導監査が県から移譲された。市内の社会福祉施設等に対し担当所属と連携を図りながら指導監査を実施している。

【令和5年度の監査実施事業数】

障がい関係（障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所等）	128事業
介護・高齢者関係（介護保険施設、居宅サービス事業所、老人福祉施設等）	168事業
児童福祉関係（保育所、認定こども園、認可外保育施設）	125事業

社 会 福 祉 審 議 会

平成31年4月の中核市移行に伴い、社会福祉法第7条第1項の規定により設置した。社会福祉法をはじめ、民生委員法や身体障害者福祉法、児童福祉法等の法令に基づき、広く社会福祉に関する事項の調査・審議を行っている。

・ 審議会及び分科会開催状況

5つの専門分科会と1部会で審議を行い、その決議を審議会全体の決議とすることができる。

令和5年度開催数 専門分科会15回

・ 審議会の委員

任 期：3年（R4.4.1～R7.3.31）

委員数：62名 + 臨時委員8名

市民福祉会館

市民福祉会館は、市民の福祉の増進と生活文化の向上を図る施設として、平成29年4月にフェニックス・プラザ内に移転した。

福祉関係者が気軽に利用できるように、ホールに車椅子用の昇降機を設けるなど、きめ細かな配慮がなされている。

2階には500人収容の小ホール、3階には60人収容の会議室等があり、文化、福祉活動のシンボルとして広く市民に利用されている。

1 施設概要

所在地	福井市田原1丁目13-6	
現施設移転	平成29年4月	移転前は春山2丁目（昭和48年開館、平成29年3月閉館）
指定管理者	公益財団法人 福井市ふれあい公社	
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）	

2 主要設備

- 4階 ボランティアルームA・B
- 3階 301号室A・B
- 2階 小ホール 定員：500人（電動移動席196、スタッキングチェア席304）
楽屋、リハーサル室、ことばの教室、おもちゃ図書館
- 1階 （福）福井市社会福祉協議会、福井市身体障害者福祉連合会

3 利用実績

【令和5年度】

	利用件数（件）	利用人数(人)
小ホール	135	25,010
リハーサル室	124	1,711
301号室	220	5,147
ボランティアルーム	827	8,366
合計	1,306	40,234

重層的支援体制整備

地域共生社会の実現を目指し、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に行う重層的支援体制整備事業を令和5年度から実施している。

1 包括的相談支援

既存の個別支援ネットワークでは対応が難しい複雑化・複合化した事例について、多機関協働会議で支援を検討するなど各機関が連携して対応する。

【令和5年度実績】 (単位：回)

多機関協働会議	24
---------	----

2 参加支援

障がい者やひきこもりの方など社会参加への支援が必要な方に対し、就労体験やボランティア活動を提供する。

【令和5年度実績】 (単位：人)

就労体験	実人数	31
	参加延べ人数	84
ボランティア活動	実人数	10
	参加延べ人数	84

3 地域づくり

既存の地域づくりに関する事業の取組を活かし、交流の場や居場所の整備を行うとともに、地域における取組のコーディネートや多分野が繋がる地域のプラットフォームづくり等を行う。

- ・地域における居場所（サロン）開設の支援
- ・市民を対象とした地域づくり講座の開催
- ・ささえあいの家、地域活動支援センター、地域子育て支援センターが行う地域づくり活動の取組を促進
- ・地域づくりの関係者を対象とした地域づくり研修会を開催

生活困窮者

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、関係機関と連携しながら生活や就業などの自立に向けた支援を行っている。また、平成29年5月に生活困窮者向け常設ハローワーク窓口「福祉・就労支援コーナーふくい」を設置し、無料職業紹介と福祉支援業務をワンストップでできるよう、生活困窮者に対する一体的な支援を行っている。

【令和5年度実績】 (単位：人)

相談人数(延べ)	内訳	
	生活困窮者自立支援事業	福祉・就労支援コーナーふくい(ハローワーク)
5,920	4,183	1,737

生 活 保 護

被保護世帯の世帯類型別内訳は高齢世帯55.5%、母子世帯3.2%、障害・傷病世帯24.5%、その他世帯16.8%となっており、高齢世帯が半数以上を占めている。また、保護人員数の増加に伴い、生活扶助費及び住宅扶助費が増加傾向にある。

1 保 護 状 況

(年度月平均)

年 度	保 護 世 帯	保 護 人 員	保 護 率(千 分 比)
R3	2,101	2,589	9.96
R4	2,150	2,605	10.10
R5	2,182	2,629	10.27

2 世 帯 類 型 別

(年度末時点)

年 度	高 齢 世 帯	母 子 世 帯	障 害・傷 病 世 帯	そ の 他 の 世 帯	総 数
R3	1,211	66	500	345	2,122
R4	1,204	64	524	354	2,146
R5	1,201	70	531	363	2,165

3 生 活 保 護 費

(単位：千円)

年 度	総 額	生 活 扶 助	教 育 扶 助	住 宅 扶 助	医 療 扶 助	介 護 扶 助	施 設(委 託) 事 務 費	そ の 他
R3	4,202,408	1,279,968	13,528	597,014	2,154,196	68,343	73,218	16,141
R4	4,303,502	1,293,733	12,651	603,275	2,236,124	76,467	62,564	18,691
R5	4,438,340	1,298,124	12,855	613,753	2,346,779	85,521	62,928	18,380

4 医 療 扶 助 人 員

(年度末時点)

年 度	総 数	入 院				入 院 外 総 数
		総 数	結 核	精 神	そ の 他	
R3	2,072	134	0	52	82	1,938
R4	2,077	179	0	61	118	1,898
R5	2,103	153	0	50	103	1,950

障 がい 福 祉

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの提供や、障がいのある方の地域生活支援、社会参加活動支援に関する業務を行っている。

また、令和3年3月に策定した第4次福井市障がい者福祉基本計画に基づき、障がいのある人もない人も身近な地域で支え合うことができる共生社会の実現をめざして、各種施策の推進に取り組んでいる。

1 手帳交付

障がいのある方に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種サービスの利用や社会復帰の促進と自立、および社会参加の促進を図ることを目的として障がい者手帳を交付している。

(1) 身体障害者手帳

平成31年4月1日より身体障害者福祉法第15条に基づき、福井市が発行する。診断書に基づき、福井市役所障がい福祉課が判定を行う。

(単位：人)

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
R3	3,051	1,405	2,076	2,489	428	571	10,020
R4	3,012	1,353	2,019	2,370	440	569	9,763
R5	3,000	1,355	1,962	2,287	437	535	9,576

(2) 療育手帳

福井県知的障害者療育手帳交付要綱に基づき、福井県知事が発行する。各児童相談所、総合福祉相談所が判定を行う。各自治体独自の施策となっており、障害の程度の区分は各自治体により異なる。

(単位：人)

年度	A1	A2	B1	B2	計
R3	715	52	608	789	2,164
R4	710	51	618	825	2,204
R5	713	49	627	862	2,251

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、福井県知事が発行する。診断書に基づき、福井県総合福祉相談所が判定を行う。

(単位：人)

年度	1級	2級	3級	計
R3	116	1,961	815	2,892
R4	122	2,054	869	3,045
R5	118	2,193	907	3,218

2 重度障害者（児）医療費助成制度

重度障がい者（児）の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費を助成する。なお、精神障がい者については通院医療のみの対象となる。

年度	受給対象者数（人）	助成件数（件）	助成費総額（円）
R3	8,759	212,326	1,023,292,127
R4	8,598	212,240	999,004,812
R5	8,659	214,432	992,814,751

3 福祉手当の給付

精神または身体の重度障がいのため日常生活が著しく制限され常時介護を必要とする者や、精神または身体に障がいのある児童を監護する者に、在宅生活の経済的一助となるよう手当を支給する。(特別児童扶養手当は申請手続のみ)

(単位：人)

種類	年度			5年度支給額 (円/月)	
	R3	R4	R5	1級	2級
特別障害者手当 (20歳以上)	251	270	275	28,840	
障害児福祉手当 (20歳未満)	124	114	118	15,690	
経過措置福祉手当 (20歳以上)	1	1	1	15,690	
重症心身障害児(者) 福祉手当	2,794	2,665	2,607	3,000	
特別児童扶養手当 (20歳未満)	541	545	563	1級	55,350
				2級	36,860

自立支援給付等

障害者総合支援法により、身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの種別にかかわらず、共通の仕組みで障がい福祉サービスを提供する。障がい児を対象としたサービスは、平成24年4月の児童福祉法改正により体系が一元化され、障がい児通所支援事業として再編された。

1 障がい福祉サービス

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行う「介護給付」と、身体的または社会的なりハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」がある。

- 訪問系サービス（在宅で訪問を受け生活を支援するサービス）
- 日中活動系サービス（施設などで昼間の活動を支援するサービス）
- 居住系サービス（在宅や入所施設で住まいの場におけるサービス）
- 障がい児通所支援（障がい児を対象とした通所による支援サービス）

（1）訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）＜介護給付＞

入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（時間）
R3	4,368	75,454
R4	4,387	76,153
R5	4,408	79,720

重度訪問介護＜介護給付＞

重度の肢体不自由で常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出の移動支援までを総合的に行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（時間）
R3	118	48,695
R4	133	53,061
R5	172	67,987

同行援護＜介護給付＞

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（人・日）
R3	543	6,897
R4	558	6,816
R5	454	4,773

行動援護＜介護給付＞

知的障がいまたは精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（時間）
R3	85	1,561
R4	74	1,993
R5	89	2,329

重度障害者等包括支援<介護給付>

常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供する。

年度	利用延人数(人)	利用実績(時間)
R3	0	0
R3	0	0
R5	0	0

(2) 日中活動系サービス

生活介護<介護給付>

常に介護を必要とする人に施設で入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R3	8,622	166,530
R4	8,593	164,798
R5	8,620	165,604

療養介護<介護給付>

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助などを行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R3	410	12,433
R4	444	13,413
R5	490	14,820

短期入所(ショートステイ)<介護給付>

自宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期間に施設入所による入浴、排泄、食事の介護などを行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R3	1,247	7,585
R4	1,304	7,545
R5	1,598	8,656

自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)<訓練等給付>

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のための訓練を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R3	714	11,534
R4	744	12,754
R5	737	12,172

就労移行支援<訓練等給付>

就労を希望する人に、一定期間における就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R3	667	11,590
R4	671	10,390
R5	657	10,471

就労継続支援（A型・B型）＜訓練等給付＞

一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う。雇用契約に基づく就労継続支援A型と、雇用契約を結ばない就労継続支援B型がある。

就労継続支援A型

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
R3	4,872	97,114
R4	4,695	93,188
R5	4,371	87,606

就労継続支援B型

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
R3	10,193	174,512
R4	10,807	184,680
R5	11,858	200,663

就労定着支援＜訓練等給付＞

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された人に、雇用に伴い生じる問題に関する助言などの支援を行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
R3	249	259
R4	258	284
R5	266	271

（3）居住系サービス

施設入所支援＜介護給付＞

介護が必要な人や通所が困難で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対し、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
R3	4,056	120,073
R4	4,025	119,449
R5	3,939	115,662

自立生活援助＜訓練等給付＞

一人暮らしに移行した障がい者について、自立した地域生活が継続できるよう、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
R3	12	40
R4	9	23
R5	22	62

共同生活援助（グループホーム）＜訓練等給付＞

主に日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

年度	利用延人数（人）	利用実績（人日）
R3	3,762	106,330
R4	4,169	119,652
R5	4,511	129,568

(4) 障がい児通所支援

児童発達支援

療育が必要な未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R3	1,812	9,103
R4	1,769	9,011
R5	2,089	10,280

医療型児童発達支援

肢体不自由がある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行う。

[実績：R3・R4・R5 支給決定者 0人]

放課後等デイサービス

放課後や休業日に支援が必要な就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するなどの支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R3	7,927	87,856
R4	8,664	87,769
R5	9,396	97,729

保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対し、訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R3	359	528
R4	579	783
R5	797	1,071

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態があり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

年度	利用延人数(人)	利用実績(人日)
R3	6	23
R4	7	24
R5	3	5

2 補装具給付

障がい児者が身体の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付(修理)する費用から自己負担分を除いた金額を支援する。

年度	交付(件)	修理(件)	総計(件)
R3	345	217	562
R4	373	172	545
R5	351	243	594

3 自立支援医療

(1) 更生医療費の給付

障がいを経減したり回復させるための手術等、身体障がい者（18歳以上）の更生に必要な医療を指定自立支援医療機関に委託して行う。

年度	レセプト枚数	金額（円）			
		更生医療負担額	自己負担額	計	
R3	5,279	258,131,762	13,526,965	271,658,727	
R4	5,071	253,802,359	10,528,149	264,330,508	
R5	5,061	258,105,742	10,130,032	268,235,774	
内 訳	腎臓分 (うち人工透析)	4,860 (4,066)	243,527,465 (229,730,672)	9,187,698 (6,453,331)	252,715,163 (236,184,003)
	心臓分	5	1,059,312	15,000	1,074,312
	その他	196	13,518,965	927,334	14,446,299

(2) 育成医療費の給付

障がいを経減したり回復させるための手術等、身体障がい者（18歳未満）の更生に必要な医療を指定自立支援医療機関に委託して行う。

年度	レセプト枚数	金額（円）			
		育成医療負担額	自己負担額	計	
R3	165	3,526,073	430,854	3,956,927	
R4	150	4,006,384	488,814	4,495,198	
R5	116	3,230,450	364,008	3,594,458	
内 訳	音声・言語 そしゃく分	78	876,911	138,169	1,015,080
	心臓分	17	1,459,903	135,552	1,595,455
	その他	21	893,636	90,287	983,923

(3) 自立支援医療（精神通院）受給者証交付数

精神疾患患者で通院している者の自己負担軽減および通院治療の継続を図ることを目的に、指定自立支援医療機関で治療を受ける場合に、窓口の利用者負担を1割にし、さらに月額負担上限額を設定している。

年度	交付数（件）
R3	5,485
R4	5,826
R5	5,909

4 地域生活支援事業

障がい福祉サービスとは別に、障がい児者が有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域や利用者の実情に応じた支援を行うことを目的として、障がい者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行っている。

(1) 相談支援事業

障がいのある方やご家族などの身近な相談窓口として、地区別に障がい種別を問わず相談支援を行う「地区障がい相談支援事業所」を4か所と、発達障がいの相談を専門に行う「発達障がい相談支援事業所」を1か所設置している。

また、総合的・専門的な相談機関である「基幹相談支援センター」では、24時間体制で障がい者虐待の通報受付・相談を行う障がい者虐待防止センターの業務を行っている。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図る。

年度	成年後見制度 申立件数(件)	事業費(円)	成年後見人報酬 支払件数(件)	事業費(円)
R3	4	25,670	19	3,539,000
R4	4	29,390	17	3,742,000
R5	3	13,180	26	5,240,000

(3) 意思疎通支援事業

聴覚障がい児者等のコミュニケーションを援助するため、地域における手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。

年度	手話通訳者等 延派遣回数(回)	要約筆記者等 延派遣回数(回)
R3	710	190
R4	517	218
R5	580	198

(4) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい児者等の交流活動を促進するため、日常会話程度の手話技術を取得した手話奉仕員を養成している。

修了者数(人)

年度	入門課程	基礎課程	入門・基礎課程
R3	21	10	20
R4	24	11	14
R5	-	16	21

(5) 日常生活用具の給付事業

障がい児者に対し、日常生活をより円滑に行うために、必要に応じて日常生活用具費を給付する。(ただし、給付は介護保険が優先する。)

年度	給付数(件)
R3	5,736
R4	6,248
R5	6,089

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい児者に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う。

年度	事業者数(か所)	利用実人数(人)	利用実績(時間)
R3	32	129	11,633
R4	32	132	11,142
R5	34	143	11,530

(7) 地域活動支援センター事業

障がい児者が通いながら、創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流を図ることを目的とし、市が事業所に委託している。

年度	事業者数(か所)	利用実績(人)
R3	4	8,175
R4	4	8,539
R5	4	7,252

(8) 訪問入浴サービス事業

自宅浴槽や施設等で入浴することが困難な障がい者に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、住宅への入浴車の訪問による入浴サービスを提供する。

年度	事業者数(か所)	利用実人数(人)	利用実績(回)
R3	3	9	702
R4	3	8	559
R5	3	7	484

(9) 日中一時支援事業

障がい児者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい児者を一時的に預かり、日中活動の場や療養の場を確保する。

年度	事業者数(か所)	利用実人数(人)	利用実績(回)
R3	31	132	7,301
R4	30	110	5,492
R5	30	115	4,444

(10) 障がい者就労促進事業

雇用調整員2名が就労系サービス事業所や企業を訪問し、一般就労に移行可能な障がい者の発掘調査や企業開拓をし、就労に向けた支援、就職後の定着支援等を行う。

(11) 自動車改造費助成事業

重度身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車を利用する場合、その改造に必要な経費の一部を助成する。

年度	件数(件)	助成金額(円)
R3	4	320,000
R4	5	400,000
R5	8	640,000

5 その他の事業

(1) タクシー利用助成事業

在宅の重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、通院や社会活動等の外出を支援するため、タクシーの利用料金の一部を助成する。

年度	発行実人数(人)	利用枚数(枚)	助成金額(円)
R3	2,790	35,359	20,600,960
R4	2,783	35,551	20,681,440
R5	2,827	36,134	21,411,430

(2) 重度身体障がい者住宅改造助成事業

在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しく障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成する。

ただし、視覚障がい者または肢体障がい者に限る。

助成限度額は60万円または80万円（改造費の8/10助成）

年度	助成件数(件)	助成金額(円)
R3	9	5,211,516
R4	13	5,615,075
R5	10	5,637,470

(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の成長期における言語の習得や学習、コミュニケーション能力の向上を目的とし、補聴器の購入費用に対し、助成を行う。

年度	助成件数(件)	公費負担額(円)
R3	15	444,000
R4	21	682,000
R5	21	825,000

(4) 障がい者福祉団体等活動支援事業

障がい者の自立と社会参加を促進することを目的に、心身障がい者及びその家族で組織する障がい者福祉団体等が実施する社会福祉活動に対し、その費用を補助する。

年度	補助団体数	補助額(円)
R3	8	592,202
R4	7	856,122
R5	7	1,108,501

地域包括ケア

1 高齢者の現況

令和6年4月1日現在、本市の人口総数254,502人のうち、65歳以上の高齢者は76,378人、高齢化率は30.01%、このうち75歳以上の後期高齢者は43,152人、16.96%となっている。

また、総世帯107,583世帯のうち、在宅高齢者世帯は52,557世帯となっている。

(1) 高齢者人口（令和6年4月1日現在）

人口区分

年齢区分	男(人)	女(人)	小計(人)	累計(人)	累計人口比(%)
95歳以上	303	1,366	1,669	1,669	0.66
85～94	4,279	8,517	12,796	14,465	5.68
75～84	12,673	16,014	28,687	43,152	16.96
65～74	15,742	17,484	33,226	76,378	30.01
(60～64)	(7,587)	(8,131)	(15,718)	(92,096)	(36.19)

【100歳以上 男20人 女183人 合計203人】

高齢化率（各年4月1日現在）

年度	総人口(人)	65歳以上人口(人)	高齢化率(%)	75歳以上人口(人)	後期・高齢化率(%)
R2	261,986	75,857	28.95	39,700	15.15
R3	260,322	76,246	29.29	39,411	15.14
R4	258,198	76,409	29.59	39,823	15.42
R5	256,435	76,170	29.70	41,425	16.15
R6	254,502	76,378	30.01	43,152	16.96

日本の高齢化率：29.1%（令和5年9月17日現在）

福井県の高齢化率：31.6%（令和5年10月1日現在）

(2) 高齢者世帯（令和6年4月1日現在）

高齢者ひとり暮らし世帯	65～74歳	5,992	(小計)	(合計) 52,557
	75歳以上	11,629	17,621	
高齢者世帯	高齢者のみの複数世帯	12,831		
	高齢者同居世帯（高齢者と非高齢者の同居）	22,105		

(3) ひとり暮らし等高齢者登録者数（令和6年4月1日現在）

4,064人

2 高齢者福祉施策の概要

「高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)を見据え、平成28年度に10年間の長期的な方向性を示す基本構想として「福井市地域包括ケアビジョン」を策定した。

この「福井市地域包括ケアビジョン」の実行計画である「すまいるオアシスプラン2024」は、老人福祉法の規定に基づく老人福祉事業の実施に必要な事項に加えて、高齢者の健康増進、疾病予防といった保健事業を取り入れた「老人保健福祉計画」、介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」、高齢者が地域で安心して暮らせる住まいの実現に定める「高齢者居住安定確保計画」を一体的に策定し、地域ぐるみで高齢者を支えるまちづくりに取り組んでいる。

(1) 生活支援事業

ひとり暮らし等高齢者登録

親族等との交流がなく、在宅の日常生活に不安を持つ65歳以上のひとり暮らし等高齢者の現状を把握し、在宅生活を支援していくことを目的に、登録を希望された方に福祉サービス等の支援を行っている。(任意登録制)

【R6.4.1 現在】

登録者数(人)
4,064

在宅福祉施設措置事業(平成12年度～)

虐待等やむを得ない事由により介護保険サービスを利用することが著しく困難な場合に、市長の職権により施設等に緊急的な措置を行っている。

【R5実績】3件

老人福祉施設入所措置

環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに措置している。

また、養護老人ホーム入所の適正化を図るため、入所措置等の要否を総合的に判定する、老人ホーム入所判定委員会(委員5名、昭和59年12月設置)を設置している。

【R6.3.31 現在】

措置人数(人)	年間申込件数(件)
128	27

軽費老人ホーム事務費補助金(平成31年度～)

市内にある軽費老人ホーム(ケアハウス)9施設について、市が施設ごとに毎年定める事務費の基準単価と、施設が入居者から所得に応じて徴収する事務費との差額分を運営法人に対し補助している。

【R5実績】

対象施設(箇所)	月別入居者数合計(人)
9	4,823

日常生活用具給付事業（平成2年度～）

心身機能の低下により、防火の配慮が必要なひとり暮らし等高齢者に電磁調理器を給付し、在宅での安心した生活を支援している。

【R5実績】

電磁調理器（台）
11

ひとり暮らし高齢者見守り事業（平成16年度～）

ひとり暮らし等高齢者を定期的に訪問し声かけを行い、安否の確認、異常の早期発見に繋げ、また、地域での会食会（配食）により、地域の見守り活動の充実を図っている。

ア 乳酸菌飲料配布（乳酸菌飲料の配布はR5年度で終了）

ひとり暮らし等高齢者世帯の安否を確認するため、乳酸菌飲料を週1回（3本）配布している。

【R5実績】

配布者数（人）	延配布本数（本）
276	35,568

イ 会食会（配食）

地区社会福祉協議会が主体となり、会食会（配食）を行い、地域での見守り活動を支援している。

【R5実績】

利用者実人数（人）	延利用者数（人）	実施回数（回）
2,137	13,680	436

地域ぐるみ雪下ろし支援事業（平成4年度～）

ひとり暮らし高齢者世帯等、自力で屋根の雪下ろしが困難な方に対して、雪下ろし費用の一部を補助し、地域での雪下ろし作業が円滑に行われるよう支援している。

【R5実績】

登録件数（件）	実績件数（件）
1,471	0

緊急通報システム（レンタル）事業（平成2年12月～）

ひとり暮らし等高齢者等の相談及び急病や事故などの緊急時に対処できる体制を確立し、在宅での安心した生活を支援している。

【R5実績】

緊急通報装置貸与者数（人）	生活反応センサー設置数（件）
689	76

福祉電話レンタル事業（昭和54年2月～）

安否確認が必要なひとり暮らし等高齢者で、電話加入権を持つことが困難な方に、福祉電話（加入電話）を貸与している。

【R5実績】

新規（台）	撤去（台）	移設（台）	設置数（台）
1	18	2	42

軽度生活援助（えがおでサポート）事業（平成13年度～）

ひとり暮らし等高齢者で、在宅での日常生活において軽作業の援助が必要な方に買物等の軽度なサービスを提供し、安心して自立した生活を送れるよう支援している。

【R5実績】

利用登録者数（人）	延利用時間（h）
412	2,575

住まい環境整備支援事業（平成24年度～）

要介護状態の高齢者等が在宅生活を長期間継続できるよう、住宅改修を行った場合の費用の一部を助成している。
（平成5年度～24年6月までは「要介護高齢者住環境整備事業」として実施）

【R5実績】

件数 （件）	内訳（件）						
	拡幅	洗面台	蛇口	階段昇降機	扉の新設	トイレの移設	その他
5	1	1	1	0	1	1	1

複数箇所を工事している場合があるため、件数と内訳件数は一致しない。

外国人高齢者福祉手当給付事業（平成6年度～）

無年金の外国人高齢者の方の福祉の増進を図るため、福祉手当を支給している。

【R5実績】

基準日	給付対象者（人）
3回目支給現在	0

見守りネットワーク構築事業（平成26年度～）

高齢者と子どもが地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域団体や地域の民間事業者と連携し、高齢者と子どもの日頃の見守り活動と、認知症高齢者が行方不明となった場合の捜索活動を一体的に行う見守り体制を構築し運営している。

【R6.4.1 現在】

協力事業者（団体）
75

（2）生きがいと健康づくり推進事業

高齢者いきいき展事業（平成元年度～）

高齢者の創作した絵画や手芸品等を展示し、広く一般市民に高齢者の培ってきた知恵や技術を披露している。

【R5実績】

出品者数（人）	出品数（点）	入場者数（人）
208	111	493

地区敬老事業（平成10年度～）

市内各地で開催される敬老会や敬老の精神を活かした生きがい支援事業等の経費の一部を助成している。

【R5実績】

地区数	参加者数（人）
49	15,001

老人クラブ助成事業

老人クラブは、同じ地域の仲間が、教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動、レクリエーションなどの活動を通して、自らの生きがいづくりと健康づくり、互いの親睦を図る自主的な団体である（概ね 60 歳以上の方が加入できる）。市はその活動費の一部を助成するとともに、老人クラブの育成のため様々な支援を行っている。

【R6.4.1 現在】

30 人以上のクラブ		30 人未満のクラブ		計		加入率 (%)
クラブ数	会員数(人)	クラブ数	会員数(人)	クラブ数	会員数(人)	
101	4,546	16	273	117	4,819	5.23

ア 福井市あじさい元気クラブ大会

高齢者が集い、当面する諸問題を研究討議し、社会にアピールするとともに、お互いの意識の高揚と、積極的な社会参加を期して、年 1 回開催している。

イ 友愛訪問活動（老人家庭相談員設置事業）

地域のひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者を老人家庭相談員が友愛訪問し、悩みごとや心配ごとの相談相手となり、地域の連帯を深める活動を行っている（各単位老人クラブに 1 名設置）。

【R6.4.1 現在】

相談員数(人)
117

ウ 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送れるように自立を支援し、健康づくりの実践に結びつくよう、「高齢者向け体操普及事業」「屋内スポーツ大会等開催事業」及び「屋外スポーツ大会、囲碁・将棋大会等開催事業」を実施している。

【R5 実績】

シバ-囲碁	将棋	ゲ-トボ-ル	パ-タンク	グラウンド-ゴルフ
39 人	18 人	2 チーム、12 人	12 チーム、50 人	34 チーム、188 人
いきいき健康体操		ワナゲ	フロアカーリング	スティックリング
18 会場、427 人		102 人	36 チーム、135 人	44 チーム、159 人

生きがい講座開催事業（平成 16 年度～）

清水高齢者福祉センターで在宅の高齢者を対象に、生きがいや健康づくり活動、創作・趣味活動など公共施設を利用して実施することにより、生きがい・健康づくりと社会参加を促進している。

【R5 実績】

講座等の数(講座)	受講者数(人)
講座：18	3,389
イベント：4	103

敬老祝金進呈事業（昭和34年度～）

毎年9月の敬老の日を中心とする行事の一環として、満100歳を迎えられる方を市長等が訪問し、敬老祝い金及び総理大臣からの表彰状と記念品（銀杯）をお贈りするとともに、満88歳を迎えられる方には敬老祝い品をお贈りし、長寿を祝福している。

【R5実績】

88歳（人）	100歳（人）
1,744	99

鍼灸マッサージ等施術費助成事業（平成8年度～）

高齢者の健康増進と福祉向上を図るため、鍼灸マッサージ等施術費の一部を助成している。

【R5実績】

延利用者数（人）	延利用回数（回）
656	1,381

三世代合同のつどい

高齢者と若い世代との交流の場を設けることにより、各世代がお互いを理解しあい、さらに高齢者の積極的な社会参加を目指している。

保健・介護予防一体化事業

高齢者の生活習慣病の重症化予防及び心身機能低下防止（フレイル予防）を推進するため、保健事業と介護予防事業を関係各課と連携して一体的に実施している。

（3）高齢者福祉施設運営事業

すかっとランド九頭竜管理運営（平成6年度～）

すかっとランド九頭竜は、平成3年度に、高齢者を中心とした生きがいと健康づくり、交流と憩いの場（高齢者生きがい総合センター）として建設した。

現在、体育館部分のみ開館している。

ア 施設概要

所在地 福井市天菅生町第3号10番地

敷地面積 33,717.36㎡

構造 鉄筋コンクリート造り5階建

建築面積 4,691.68㎡

宿泊、研修センター（事務室、会議室、談話ホール、売店、ラウンジ、レストラン、
宿泊30室、大・中広間、休養室、娯楽室、多目的ホール）

健康センター（体育館）

交流センター（大浴場、陶芸室、園芸室、伝承室）

屋外施設（ゲートボールコート6面、マレットゴルフ及びパットパットゴルフ
18ホール、イベント広場、バーベキュー広場、ふれあいの森）

建設費 46億8,000万円

開館 平成6年4月6日

すこやかドーム管理運営（平成8年度～）

すこやかドームは、スポーツの普及啓発を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを図るため、全天候型ゲートボール場としてすかっとランド九頭竜に併設して建設した。

ア 施設概要

所在地 福井市剣大谷町第2号6番地1

敷地面積 4,430.62m²
 構造 鉄骨造・平屋建
 建築面積 1,673.22m²
 コート数 3コート
 建設費 2億1,700万円
 開館 平成8年4月1日

イ 利用料金

競技場 1コート1時間につき 620円
 照明 1コート1時間につき 310円
 器具 ゲートボール1セット1日につき 2,090円(スティック5本、ボール5個)

ウ 利用状況

【R5実績】

利用者数(人)	4,404
---------	-------

大安寺温泉泉源管理運営(平成14年度～)

すかつとランド九頭竜の敷地内にある、大安寺温泉第2号井の管理を行っている。

【R5実績】

配湯量(m ³)
600

美山楽く楽く亭管理運営(平成18年2月～)

美山楽く楽く亭は、高齢者等の生きがいと健康づくりのための施設として、休憩施設、入浴施設、室内温水プール及び屋外ゲートボール場を設けた。

令和6年度から、施設は閉館している。

ア 施設概要

所在地 福井市市波町26-15
 敷地面積 7,833.14m²
 構造 本館 木造2階建、温水プール 鉄骨平屋建
 建築面積 1,658.44m²
 いろいろの間、大広間、客室6室、男女浴室、屋内温水プール(22.5m×4コース)、ゲートボール場3面、駐車場35台
 建設費 7億3,919万円
 開館 平成3年5月20日

イ 利用状況

【R5実績】

利用者数(人)
6,038

こしの高齢者ふれあいセンター管理運営（平成 18 年 2 月～）

こしの高齢者ふれあいセンターは、高齢者の自主的活動、寝たきりの予防等及び生きがいとふれあいの活動のための施設として、高齢者のグループなどに開放している。

ア 施設概要

所在地 福井市蒲生町第 1 号 91 番地 2
敷地面積 887.57m²
構造 RC造りタイル貼り1階建
建築面積 160.00m²
建設費 3,956万円
開館 平成13年 7月10日

イ 利用料金

無料

ウ 利用状況

【R5実績】

利用者数（人）
421

こしのゲートボール場管理運営（平成 18 年 2 月～）

こしのゲートボール場は、市民の憩いの場として高齢者の福祉施策、青少年の健全育成及び世代間の交流による地域の活性化を図るための施設として、ゲートボール利用者に開放している。

ア 施設概要

所在地 福井市大味町第33号34番地 1
敷地面積 1230.89m²（更地）
建設費 1,900万円
開場 平成 6 年 7 月 1 日

イ 利用料金

無料

ウ 利用状況

【R5実績】

利用者数（人）
0

清水高齢者福祉センター管理運営（平成 18 年 8 月～）

清水高齢者福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設として、高齢者などに開放している。

ア 施設概要

所在地 福井市風巻町第28号8番地1
敷地面積 14,789m²
構造 鉄筋コンクリート造2階建
建築面積 3,883m²
建設費 9億5,387万円
開館 平成18年 8月 1日

イ 利用料金

入館料 3歳未満無料、3歳～小学生300円、一般（中学生以上）500円、
市内居住者：60歳以上300円、身体障がい者手帳をお持ちの方300円

ウ 利用状況

【R5実績】

利用者数（人）
3,710

（４）一般介護予防事業

自治会型デイホーム事業（平成12年度～）

在宅の高齢者を対象に、全地区において、月5回以上、最も身近な集会場等を利用し、介護予防（転倒骨折予防・認知症予防など）・健康チェック、創作・趣味活動及び各種相談等を行い、高齢者同士及び地域の人々との仲間づくりやふれあいの輪を広げていくとともに、介護予防の様々な取組を行っている。

【R5実績】

開催地区（地区）	開催回数（回）	実施会場（会場）	延参加者数（人）
49	3,660	467	40,566

多機能よろず茶屋設置事業（平成19年度～）

ア いきいき長寿よろず茶屋（平成19年度～）

元気な高齢者が自由に楽しく集える地域の仲間との交流拠点として、集会場などを利用した「よろず茶屋」を設置し、高齢者自身の生きがいづくりと地域との一層のネットワークづくりを支援している。

【R5実績】

実施箇所（箇所）	実施回数（回）	延参加者数（人）
42	4,662	52,326

イ ささえあいの家（平成28年度～）

小規模での見守り・サロン・互助活動を一体的に提供する多機能よろず茶屋（ささえあいの家）設置に補助し、地域による支え合い活動を支援している。

【R5実績】

実施箇所（箇所）
6

介護予防対象者把握事業（平成29年度～）

元気度調査票（あたまの元気度調査票と、からだの元気度調査票「基本チェックリスト」）による自己チェックの結果、生活機能の低下（運動機能・口腔機能・低栄養、認知機能）が疑われる場合には、地域包括支援センターに相談を促し、早期介護予防の取組を推進している。

また、公民館等の公共施設や医療機関等に元気度調査票を設置するとともに、自治会型デイホーム等、高齢者が集まる場を活用して元気度調査を周知し、介護予防活動の取組につなげている。

口腔機能向上サービス事業（平成 29 年度～）

介護予防と関わりが深い口腔機能について、歯科医療機関における適切な指導を受けることにより、要介護状態になることを予防するとともに、かかりつけ歯科医療機関における定期的な歯科検診と指導につなげる。

【R5 実績】

利用者数（人）
1,036

地域リハビリテーション活動支援事業（平成 29 年度～）

高齢者の介護予防、自立支援に係る支援を行う地域包括支援センター職員のケアマネジメント力向上を図るため、リハビリテーション専門職を派遣している。

【R5 実績】

事業内容	実施回数（回）
地域包括支援センターのケアマネジメント力の向上支援	44 回

認知症検診（平成 26 年度～）

認知機能の低下を自己チェック・自己判定できる「あたまの元気度調査」を実施し、認知機能の低下が疑われる高齢者には医療機関でのMMSE検査を行い、認知症の早期発見に努める。

【R5 実績】

一次検診	二次検診（MMSE）	
	該当者（人）	受診者（人）
5,125	1,270	283

介護サポーターポイント制度（平成 21 年度～）

介護サポーターポイント制度に基づく活動を通して地域貢献することにより、はつらつと元気に暮らせる笑顔のコミュニティづくりを進めるとともに、サポーター自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進している。介護サポーター活動に対してポイントが付与され、1年間で最大5,000円の交付金として換金できる。

【R5 実績】

活動者数（人）
351

（5）包括的支援事業

地域包括支援センター（平成 18 年度～）

包括的なケアを市民の身近な地域で行う中核機関として「地域包括支援センター（ほやねっと）」を日常生活圏域毎に設置し、包括的支援事業（ ）を一体的に実施している。

	名称	担当地域	住所	電話番号
1	ほやねっと明倫	豊・木田	木田1丁目3308	33-5777
2	ほやねっとあたご	足羽・湊	明里町9-20	33-6800
3	ほやねっと中央北	宝永・春山・松本	文京2丁目9-1	28-7271
4	ほやねっと不死鳥	順化・日之出・旭	日之出4丁目3-12	20-5683
5	ほやねっとあずま	和田・円山	和田中町舟橋7-1	28-8511
6	ほやねっと大東	啓蒙・岡保・東藤島	丸山町40-7	53-4092

7	ほやねっと九頭竜	中藤島・森田	高木中央3丁目1701	57-0040
8	ほやねっと北	西藤島・河合・明新	新田塚1丁目42-1	25-2510
9	ほやねっとみなみ	清明・麻生津	下荒井町20-6	43-1316
10	ほやねっと社	社南・社北・社西	福1丁目1710	36-1246
11	ほやねっと光	東安居・安居・一光・殿下・日新・清水東・清水西・清水南・清水北・越廼	大瀬町23字101	35-0313
12	ほやねっと川西	大安寺・国見・鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ下	仙町6-4	97-8003
13	ほやねっと東足羽	酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山	下六条町217	41-4135
	すいだに相談所		梶谷町12-9-2	90-3858

(包括的支援事業： 総合相談支援業務 権利擁護業務 包括的・継続的ケアマネジメント業務 介護予防マネジメント業務)

在宅医療・介護連携推進事業（平成26年度～）

在宅の医療・介護に関わる多職種が相互に関係づくりを進めるための会議や研修会、地域住民に在宅ケアを普及啓発するための講習会を開催している。

【R5実績】

福井市在宅医療・介護検討協議会

開催回数（回）
2

委員 12名（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員 等）

在宅ケア講習会等

開催回数（回）	参加者数（人）
8	258

介護予防・生活支援サービス検討会議（平成27年度～）

市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、サービス供給体制の整備に必要な事項を協議するため、検討会議を設置している。

【R5実績】

開催回数（回）
2

委員 14名（理学療法士、作業療法士、介護サービス事業者代表、社会福祉関係団体代表、市民団体代表 等）

認知症施策総合推進事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、以下の事業を実施している。

ア 認知症施策検討委員会設置事業（平成26年度～）

認知症に関わる医療や介護、福祉等の関係団体の代表が、施策の進行管理や問題点の検討を行い、新たな課題についても対応策を協議している。

【R5実績】

開催回数（回）
2

委員 15名（医師、歯科医師、薬剤師、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、民生児童委員 等）

イ 認知症地域支援推進員等設置促進事業（平成23年度～）

認知症の人や家族への効果的な支援を行うために、医療と介護、地域の支援機関等の連携強化、本人や家族への相談業務等の地域における支援体制の構築を図ることを目的に配置している。

配置事業所	人数
ほやねっと中央北	1

ウ 認知症初期集中支援チーム等設置事業（平成26年度～）

高齢者宅を訪問し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行うことを目的に医師、看護師、精神保健福祉士等で構成する「認知症初期集中支援チーム」を配置している。

【R5実績】

訪問件数（件）
179

エ 認知症カフェ運営補助金交付事業（平成26年度～）

認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し集う場所として「認知症カフェ」を運営する団体に対し補助金を交付している。

【R5実績】

団体数	実施回数（回）	延参加者数（人）
4	149	801

地域包括ケア推進協議会（平成27年度～）

地域包括ケアに向けた施策の調査審議、すまいるオアシスプランの進行管理、介護保険サービスに関する情報の調査分析及び検討、地域支援事業、地域密着型（介護予防）サービス事業の実施に必要な事項その他介護保険の円滑な運営について審議するため附属機関を設置している。

【委員】 20名（医師、薬剤師、栄養士、看護師、理学療法士、介護サービス事業者代表、市民団体代表等）

【委嘱】 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

【会議】 5回（令和5年度）

（6）地域支援任意事業**介護者のつどい事業（平成12年度～）**

要支援1・2及び要介護1から5までの在宅の要介護者の介護者を対象に、介護の仕方や健康に関する情報を提供し、介護者相互の意見交換や交流を通して在宅介護を支援している。

【R5実績】

開催回数（回）	参加者数（人）
20	203

認知症理解普及促進事業（平成 22 年度～）

認知症に対する正しい知識を広め、偏見のない住みやすい地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座の開催を支援している。認知症の人が利用しやすい店づくりに取り組む意向を示した店舗や企業、事業所を「認知症の人にやさしいお店等」として認定している。さらに、認知症サポーター養成講座受講者のうち、希望者を対象としたステップアップ研修を開催し、知識の向上を図っている。

また、認知症理解普及啓発のため、普及啓発を行う団体に対して活動補助金を交付している。

【R5 実績】

認知症サポーター養成講座		ステップアップ研修		活動補助金		認知症の人にやさしいお店等
実施回数 (回)	サポーター 養成数(人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	団体数 (件)	助成金額 (円)	団体数 (件)
77	2,587	1	8	0	0	217

認知症高齢者ひとり歩き見守り事業（平成 27 年度～）

高齢者の認知症による行方不明等の事案が多く発生していることから、地域住民が認知症に関する正しい知識を持ち、日頃からの見守りや適切な対応等が行える地域づくりを目的に、公民館区で実施する。

【R5 実績】

実施地区
1 地区

認知症行方不明高齢者事前登録制度（平成 27 年度～）

認知症等で行方不明となるおそれのある高齢者の氏名・住所・身体的特徴等を事前に市に登録し、万が一、行方不明になった場合に早期発見と早期保護につなげる。

【R5 実績】

登録人数(人)
670

成年後見制度支援事業（平成 12 年度～）

判断能力の不十分な高齢者を支援していくために成年後見制度があり、申立ての手続きは家庭裁判所で行うが、申立ての手続きをする親族がない場合は市長が申立てを行っている。また、後見人報酬等を負担できない方の費用を市が助成している。

【R5 実績】

市長申立件数(件)	報酬助成申請件数(件)
40	62

高齢者虐待防止ネットワーク運営事業（平成 17 年度～）

高齢者の虐待防止、早期発見及び早期対応のための支援方を充実させるため、保健、福祉、介護、医療をはじめ法曹、警察等の関係機関、関係諸団体の有機的な連携ネットワークを運営している。（「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」、平成 17 年 7 月設置）

【R5 実績】

高齢者虐待事例相談件数(件)	虐待と判断した件数(件)
101	62

高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（平成 15 年度～）

福井市シルバーハウジング（福町市営住宅 S 棟）に入居している高齢者に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう在宅生活を支援するため、生活援助員（LSA）を派遣し、生活指導、生活相談、安否の確認、緊急時の対応等を行っている。

【R5 実績】

入居世帯数（戸）	相談生活指導件数（件）	安否確認（件）
26	12	4,852

（7）介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業（平成 29 年度～）

介護保険法の改正により、平成 29 年度から要支援者を対象にした訪問介護・通所介護が市の実施する地域支援事業に移行し、それぞれ訪問型サービス・通所型サービスとして実施している。

【R5 実績】

サービス種別	延べ利用者数（人）
訪問型サービス	7,672
通所型サービス	24,472

介護予防ケアマネジメント事業（平成 29 年度～）

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し適切なアセスメントを実施することにより、対象者の状況を踏まえた目標を設定し、対象者がそれを理解した上で目標達成に取り組んでいけるよう支援している。

【R5 実績】

	件数（件）
介護予防ケアマネジメント	17,713

保 健 衛 生

本市は、平成31年4月に中核市となり、それまで県が行っていた保健所業務の移譲を受け、福井市保健所を開設した。

福井市保健所においては「公衆衛生の拠点」として、医事・薬事、感染症対策、食品衛生、精神保健、難病支援等広域的、専門的な業務を行っている。

感染症や食中毒によって生じる市民の生命や健康の安全を脅かす事態に対して、その発生予防に努め、発生時には被害の拡大防止に迅速に対応している。また、精神保健や難病支援では、相談者の状況に応じて保健・医療・福祉・介護等の関係機関との連携を図り、適切な支援を行っている。

一方、健康管理センターでは、健康で生きがいをもち安心して暮らせるまちをつくるために、第3次福井市健康増進計画「健康ふくふくプラン21」に基づき、各種保健事業により市民の生涯にわたる健康づくりを支援している。

健康増進事業としては、健康づくりと生活習慣病の発症と重症化予防のため各種健康教育・健康相談・訪問指導を行っている。また、疾病を早期に発見し、適切な治療に結びつけるため、健康診査や各種がん検診等を実施している。

感染症予防事業で、定期予防接種を実施するほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐため、新型コロナウイルスワクチンの接種体制（個別）を確保し、接種を推進した。救急医療対策として、夜間や休日における初期救急医療の提供を行っている。

1 医 事 薬 事

(1) 医療施設

診療所や歯科診療所を開設する場合や、構造設備（診察室、給食施設等）診療科目等を変更する場合には、医療法に基づく許可申請や届出が必要となる。必要に応じて実地調査を行い、許可等を行っている。

診療所の許可及び届出の受理 (単位：件)

年度	R3	R4	R5
一般診療所	146	226	170
歯科診療所	66	80	61

医療法第25条に基づく立入検査 (単位：件)

年度	R3		R4		R5	
	施設数	立入検査数	施設数	立入検査数	施設数	立入検査数
有床診療所	30	0	29	0	26	8
無床診療所	238	0	236	0	236	49
歯科診療所	137	0	137	0	133	16

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期。

医療安全相談窓口 (単位：件)

年度	R3	R4	R5
相談件数	22	17	52

(2) 薬事施設

薬局を開設する場合や医薬品の店舗での販売、毒物劇物の販売等を行う場合には、関係法令に基づく許可申請や登録申請等が必要となる。必要に応じて実地調査を行い、許可等を行っている。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係

薬局等の許可及び届出の受理

(単位：件)

年度	R3		R4		R5	
種別	許可申請数	届出	許可申請数	届出	許可申請数	届出
薬局	31	790	19	751	21	833
店舗販売業	30	718	13	694	18	649
高度管理医療機器等 販売（貸与）業	43	106	72	95	41	118
管理医療機器販売業 （貸与）業		171		181		132

許可・届出施設の監視指導

(単位：件)

年度	R3		R4		R5	
種別	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数
薬局	122	38	122	23	126	32
店舗販売業	86	43	87	18	87	32
高度管理医療機器等 販売（貸与）業	228	42	227	71	232	44
管理医療機器販売業 （貸与）業	728	4	757	1	777	0

毒物及び劇物取締法関係

毒物劇物販売業等の登録及び届出の受理

(単位：件)

年度		R3		R4		R5	
種別		登録 申請数	届出数	登録 申請数	届出数	登録 申請数	届出数
		毒物劇物販売業	一般	33	28	42	19
農業用品目	2		0	3	3	0	10
特定品目	2		1	6	0	3	3
業務上取扱者	電気メッキ業	0	0	0	0	0	1
	運送業	0	0	0	0	0	0

登録・届出施設の監視指導

(単位：件)

年度		R3		R4		R5	
種別		施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数
		毒物劇物販売業	一般	163	25	160	36
農業用品目	19		2	17	1	17	1
特定品目	10		0	10	6	9	3
業務上取扱者	電気メッキ業	4	0	4	0	4	0
	運送業	3	0	3	0	3	0

2 感染症対策

(1) 感染症対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定により、一類から四類及び五類感染症の一部（全数把握対象感染症）の患者を診断した医師からの届出を受理している。保健所において発生届出を受理後、必要に応じ感染源との接触状況や発症までの行動等の調査を実施し、感染拡大を防止するための措置を講じている。

感染症発生状況数（各年1月1日～12月31日）

（単位：件）

	疾患名	R3	R4	R5
二類感染症	結核（新規登録者数）	25 ¹	16 ¹	19
三類感染症	細菌性赤痢	0	0	1
	腸管出血性大腸菌感染症	7	5	5
四類感染症	E型肝炎	1	2	0
	つつが虫病	0	0	0
	日本紅斑熱	1	0	0
	レジオネラ症	5	5	5
五類感染症	アメーバ赤痢	0	0	0
	ウイルス性肝炎	0	1	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	0	2	1
	急性脳炎	1	0	2
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	3	5
	ジアルジア症	0	0	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	1	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	5	8	7
	水痘（入院例）	1	0	0
	梅毒	18	44	26
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	0	1
	百日咳	0	0	2
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症 ²	1,041	40,453	

1 結核の発生届出はあったが、治療の経過等から他の疾患であると判明した件数を含む（R3 1件、R4 1件、R5 0件）

2 全数届出の見直しにより、令和4年は9月25日までの届出数となっている（9月26日以降市町村ごとの発生数は把握できなくなった）

(2) 結核対策

結核患者数は減少傾向にあるものの、依然として日本最大の感染症の1つであり、まん延防止対策が重要である。

医師から結核発生届出があった際は、感染源との接触状況や発症までの行動等を迅速に調査し、必要に応じて接触者の健康診断を実施している。また、治療が終了した後も経過観察が必要な患者について、管理検診を実施している。

接触者健診・管理検診実施状況

(単位：人)

年度	R3	R4	R5
接触者健診受診者	109	58	69
管理検診受診者	31	27	37

(3) HIV検査

受検者のプライバシーの保護と積極的な受検を勧めるため匿名・無料の検査を実施し、HIV感染症及びエイズの発生予防とまん延防止を図っている。

HIV抗体検査実施状況

年度	R3	R4	R5
検査実施回数(回)	11	5	30
検査件数(件)	30	17	119

新型コロナウイルス感染症対応のため一部中止。

(4) 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し適切な治療につなげるため、肝炎ウイルス検査を実施している。

肝炎ウイルス検査実施状況

年度		R3	R4	R5
保健所実施分	検査実施回数(回)	11	5	29
	検査件数(件)	8	8	80
医療機関委託分	検査件数(件)	158	127	151

新型コロナウイルス感染症対応のため一部中止。

(5) 梅毒検査

梅毒患者が増加していたため、令和5年度から保健所で梅毒検査を実施している。

梅毒検査実施状況

年度	R5
検査実施回数(回)	26
検査件数(件)	109

(6) 風しん抗体検査

胎児に先天性の障がいが生じる先天性風しん症候群の発生を予防するため、妊娠を希望する女性やその配偶者等に対して、予防接種が必要である者を効率的に抽出する風しん抗体検査を実施している。

風しん抗体検査実施状況

(単位：件)

年度	R3	R4	R5
検査件数	324	216	208

(7) 予防接種

年度	高齢者インフルエンザ			高齢者肺炎球菌		
	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)
R3	77,550	45,373	58.5	10,990	2,544	23.1
R4	77,471	44,621	57.6	12,025	2,183	18.2
R5	77,426	43,090	55.7	11,946	2,427	20.3

高齢者肺炎球菌は、平成26年10月から定期予防接種となった。

年度	風しんの追加的対策				
	抗体検査			風しん5期	
	実施数 (人)	内 訳		接種数 (人)	率 (%)
接種対象 (人)		接種非対象 (人)			
R3	1,632	378	1,254	382	101.1
R4	737	203	534	168	82.8
R5	778	196	582	197	100.5

風しんの追加的対策は、令和元年度から6年間の実施。

風しん5期の対象者数は、抗体検査の接種対象 となる。

(8) 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐため、新型コロナウイルスワクチンの接種体制(個別)を確保し、接種を推進した。

【令和5年春開始接種】

接種体制

・個別接種 接種医療機関：136医療機関

接種数(令和6年3月時点)

65歳以上対象者	接種者数	接種率
74,868人	40,429人	54.0%

【令和5年秋開始接種】

接種体制

・個別接種 接種医療機関：138医療機関

接種数(令和6年3月時点)

12歳以上対象者	接種者数	接種率
232,988人	58,946人	25.3%

3 保 健 支 援

(1) 小児慢性特定疾病児童支援

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進のため、各種相談や訪問指導を行うとともに、講演・相談会を開催している。

年度		R3	R4	R5
相談・訪問指導	面接相談（件）	24	24	19
	電話相談（件）	19	23	48
	訪問指導（件）	37	7	2
講演・相談会	参加者数（人）	-	-	4

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催せず。

小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病児童等を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、医療費を助成している。

医療費助成数

年度	R3	R4	R5
医療費給付実人員（人）	240	213	205
給付延件数（件）	3,860	3,461	3,418

(2) 不妊治療支援

子どもの出生を望む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療の治療費の一部を助成している。

治療費助成数(男性不妊治療費助成を含む。)

(単位：件)

年度	R3	R4	R5
助成件数	670	367	640

(3) 難病支援

難病患者やその家族の不安を軽減するため、各種相談や訪問指導を行うとともに、講演・相談会を開催している。

また、地域の難病患者等への支援における課題について関係機関と情報共有するため、難病対策地域協議会を開催している。

年度		R3	R4	R5
相談・訪問指導	面接相談（件）	178	219	297
	電話相談（件）	27	16	51
	訪問指導（件）	14	2	11
講演・相談会	開催回数（回）	0	0	2
	参加者数（人）	-	-	6
	相談件数（件）	-	-	6

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催せず。

(4) 精神保健支援

精神保健事業

精神障がい者の早期治療や社会復帰の促進のため、精神科医による定例相談会や職員による相談・訪問指導を行うとともに、障がい理解への普及啓発を図っている。

年度		R3	R4	R5
精神科医による 定例相談	開催回数(回)	19	16	15
	相談件数(件)	23	37	38
職員(保健師、社会 福祉士)による相 談・訪問 指導	面接相談(件)	208	163	195
	電話相談(件)	1,028	775	1,493
	訪問指導(件)	377	220	278
講演会	参加者数(人)	-	56	44

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催せず。

自殺対策事業

自殺を防止するため、臨床心理士による相談の実施や様々な悩みに関する総合相談会を開催するとともに、自殺の危険を抱えた人に適切に関わることができるゲートキーパーを養成する研修会を開催している。

年度		R3	R4	R5
臨床心理士によ る相談	開催回数(回)	8	8	8
	相談件数(件)	24	25	28
悩みごと総合相 談会	開催回数(回)	4	3	4
	相談件数(件)	35	31	44
ゲートキーパー 養成研修	受講者数(人)	181	258	445

(5) 栄養管理支援

特定給食施設等の栄養管理支援

給食を通じた施設利用者の健康増進を図るため、特定給食施設を中心に巡回指導及び集団指導を実施し、適切な栄養管理の実施を推進している。

年度		R3	R4	R5
巡回指導	実施施設数	27	63	80
集団指導	開催回数(回)	1	-	0
	参加者数(人)	100	-	0

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催せず。

食品表示(保健事項)相談対応等

食品表示法(栄養成分表示)及び健康増進法等(健康食品の虚偽誇大表示等の禁止について)に基づく適正な表示の実施について、周知啓発及び相談対応を実施している。

相談指導件数

(単位:件)

年度	R3	R4	R5
食品表示法	51	26	39
健康増進法	5	4	1

(6) 受動喫煙対策支援

望まない受動喫煙を防止するため、事業者向けポスターの配布や各種情報媒体による広報を実施し、制度の周知啓発及び相談指導等を行っている。

相談・届出数

(単位：件)

年度		R3	R4	R5
相談件数		26	22	18
喫煙可能室設置施設届出件数	新規	0	0	0
	変更	0	0	0
	廃止	0	1	0

4 救急医療

(1) 救急医療対策

初期救急医療体制

- ・福井市休日急患センター（平成4年10月から開設、令和2年4月から診療時間変更）
福井市城東4丁目14 - 30（健康管理センター東隣）TEL22 - 2099
診療科目 内科
日曜・祝日、12月30日～1月3日...午前9時～午後6時
（12月～2月は午前9時～午後11時）
土曜夜間.....午後7時～午後11時
- ・福井県子ども急患センター（平成23年4月から開設）
福井市城東4丁目14 - 30（健康管理センター東隣2階）TEL26 - 8800
診療科目 小児科
日曜・祝日、12月30日～1月3日...午前9時～午後11時
月曜～土曜夜間.....午後7時～午後11時
- ・福井市休日急患歯科診療所（平成4年10月から開設、令和元年12月から診療時間変更）
福井市大願寺3丁目4 - 1（福井県歯科医師会館内）TEL26 - 8468
日曜・祝日、12月30日～1月3日、8月14日・15日・16日...午前9時～午後0時、午後1時～午後5時
- ・休日昼間在宅当番医制（昭和40年から実施、平成31年4月から診療時間変更）
外科1院を当番医に指定
日曜・祝日、12月30日～1月3日...午前9時～午後5時
在宅当番医の問い合わせはTEL21 - 2119（週末のみ）で対応。

2次救急医療体制

< 嶺北地区病院群輪番制 >

初期救急医療機関からの搬送及び入院治療を必要とする重症患者に対する医療に対応するため、福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院、福井勝山総合病院、福井総合病院、公立丹南病院が輪番制により担当（昭和53年から実施）

< 嶺北地区小児救急医療支援 >

毎日の夜間における初期救急医療機関から搬送される小児救急医療に対応するため、福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院が輪番制により担当（平成15年から実施）

3次救急医療体制

主に2次救急医療機関からの搬送による重篤な救急患者が対象となり、福井県立病院の救命救急センターが担当（昭和58年から実施）

5 生活衛生

(1) 食品衛生

食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可や届出、変更、廃止等の手続きを行うとともに、営業施設に対する監視指導等を行っている。また、流通食品の細菌等の検査を行い、安全性を確認する。食中毒の疑いがある事案を探知した際には迅速に調査を行い、健康被害の拡大防止、原因究明及び再発防止を図った。

許可・届出、監視指導 (単位：件)

	R3	R4	R5
許可総数	4,809	4,784	4,869
届出総数	2,170	2,338	2,542
監視指導数	3,008	3,311	3,269

食中毒対応 (単位：件)

	R3	R4	R5
食中毒発生数	4	10	7
行政処分数	3	7	6

食品の収去 (単位：件)

	R3	R4	R5
検査件数	64	68	70

(2) 環境衛生

興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法等に基づき、各種営業許可や届出、変更、廃止等の手続きを行うとともに、営業施設に対する監視指導等を行っている。

営業六法関係 (単位：件)

根拠法	R3		R4		R5	
	許可総数	監視指導数	許可総数	監視指導数	許可総数	監視指導数
興行場法	15	1	15	1	15	0
旅館業法	152	55	152	55	157	47
公衆浴場法	49	17	49	17	51	26
理容師法	295	12	295	12	291	9
美容師法	745	31	745	31	794	39
クリーニング業法	311	2	311	2	309	3

特定建築物関係 (単位：件)

	R3	R4	R5
施設総数	123	124	126
監視指導	49	29	40

(3) 動物愛護

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の保護、引取り、返還、譲渡等の業務を行う(実務は県に委託)。また、動物取扱業の登録届出、特定動物の飼養許可等の手続きを行うとともに飼養施設に対する監視指導等を行っている。

収容実績 (単位: 頭)

	R3	R4	R5
捕獲	7	4	4
引取	187	162	119
傷病	9	10	10

動物取扱業 (単位: 件)

		R3	R4	R5
第1種	施設数	72	68	75
	立入検査数	57	47	80
第2種	施設数	6	8	9
	立入検査数	3	3	8

(4) 狂犬病予防と畜犬登録

狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等の手続きを行っている。

飼い犬登録数及び狂犬病予防注射数 (単位: 頭)

		R3	R4	R5
犬の登録数	年度末登録数	10,864	10,766	11,245
	うち新規登録数	1,020	982	1,131
予防注射数		8,057	7,979	8,011

6 成人保健

(1) 長寿(後期高齢者)健康診査

年 度	長寿健康診査	
	受診数(人)	受診率(%)
R3	4,936	13.6
R4	5,785	15.8
R5	6,390	16.9

(2) 一般健康診査

年 度	生活保護受給者の健康診査	
	受診数(人)	受診率(%)
R3	183	9.2
R4	162	7.6
R5	158	6.9

(3)がん検診

年 度	肺 が ん			胃 が ん			大 腸 が ん		
	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
R3	73,626	11,745	16.0	73,626	3,996	10.8	73,626	13,000	17.7
R4	70,691	11,732	16.6	70,691	4,199	11.6	70,691	13,211	18.7
R5	70,691	11,703	16.6	70,691	3,885	11.4	70,691	13,752	19.5

年 度	子 宮 頸 が ん			乳 が ん			前 立 腺 が ん		
	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
R3	52,721	10,919	39.1	46,084	7,004	28.1	25,541	4,771	18.6
R4	49,750	10,353	41.7	43,924	6,661	30.9	24,569	5,039	20.5
R5	49,750	10,215	40.4	43,924	6,783	30.4	24,569	5,092	20.7

子宮頸がん検診は、妊婦健診を含む。

胃、子宮頸、乳がんの検診間隔は2年度に1回。

受診率は国勢調査をもとに算出した県独自調査による就業者を引いた対象者数にて算出。

(4)健康教育・相談

年 度	健康教室		健康相談
	回数 (回)	参加者数 (人)	延べ人数 (人)
R3	153	2,976	1,046
R4	83	1,270	372
R5	187	4,040	542

保 健 所

本市の公衆衛生の拠点として、感染症対策や食中毒予防等の広域的、専門的な業務のほか、精神保健や難病等の相談支援などを行っている。

1 概 要

名 称	福井市保健所
所 在 地	福井市西木田2丁目8番8号 (福井健康福祉センター内)
開 設 年 月	平成31年4月
延 床 面 積	3,236.33㎡の一部915.90㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 地上4階建

健 康 管 理 セ ン タ ー

市民の健康ですこやかな日常生活を確保するため、市民に密着した対人保健サービスを総合的に行う拠点とするとともに、市民一人ひとりが自主的な保健活動の場とすることを目的としている。

1 概 要

名 称	福井市健康管理センター	福井市清水健康管理センター
所 在 地	福井市城東4丁目14番30号	福井市風巻町第28号8番地 1
開 設 年 月	平成4年10月	平成18年8月
敷 地 面 積	7,839.48㎡	15,230.98㎡
建 物 面 積	1,867.06㎡	4,353.98㎡ (検診車スペース等を含む)
延 床 面 積	3,508.36㎡	3,883.47㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建
工 期	平成2年12月21日～平成4年3月25日 増築分 平成25年5月14日～平成25年10月18日	平成17年7月29日～平成18年7月10日
総 工 費	2,845,140千円 (用地費を含む) 増築分 13,785千円	979,743千円

福井市清水健康管理センターの各面積及び総工費には福井市清水高齢者福祉センターを含む。

診 療 所

地域住民の健康増進、健康管理及び疾病等の治癒を図るため、診療所を設置している。

1 施 設 概 要

(令和5年4月1日現在)

施設名	美山診療所
所在地	美山町7-1 (美山総合支所内)
開設年月	昭和40年6月
建設年月	昭和48年9月
建物構造	鉄筋コンクリート3階建
延べ床面積	2,543㎡の一部167㎡
診療科目	リハビリテーション科
診療日	火 曜 日
診療時間	13:00～14:30

2 利 用 状 況

施設名		美山診療所
		リハビリテーション科
令和3年度	診療日数(日)	36
	利用者数(人)	127
令和4年度	診療日数(日)	24
	利用者数(人)	98
令和5年度	診療日数(日)	26
	利用者数(人)	69

聖苑

市民の公衆衛生の向上及び福祉の増進に資するため、施設内には、火葬炉10基のほか葬儀式場、告別室、収骨室、待合室、待合ロビー等を設け、人生の終焉の場として、遺族の方々にやすらぎと心の和む雰囲気を与える施設となっている。平成19年4月から指定管理者制に移行し、市民サービスの向上につなげている。

1 施設概要

(単位：㎡)

所在地	福井市安田町第11号1番地	敷地面積	46,670
建設年度	平成11年10月1日	建物面積	4,676
規模	火葬棟	鉄筋コンクリート2階建	2,525
	待合棟	鉄筋コンクリート2階建	1,470
	火葬炉	灯油 10基	
	斎場棟	鉄筋コンクリート平屋建	558
	その他	鉄筋コンクリート平屋建	123

2 使用料

(単位：円)

種別	金額		
	市内住民	市外住民	
火葬	12歳以上の者	10,000	50,000
	1歳以上12歳未満の者	5,000	30,000
式場		50,300	104,800
待合室	和室	2,700	5,200
	洋室	2,700	5,200

式場及び待合室料金には消費税が加算。

3 使用状況

年 度 区 分	令和4年度			令和5年度			
	市内	市外	計	市内	市外	計	
12歳以上(人)	3,341	262	3,603	3,247	258	3,505	
1歳以上12歳未満(人)	0	0	0	0	0	0	
1歳未満・死胎児(人)	49	6	55	46	1	47	
身体の一部産汚物含む(件)	30	14	44	20	9	29	
式場(件)	83	3	86	72	2	74	
合室(件)	和室	499	50	549	576	52	628
	洋室	118	14	132	105	11	116

国民健康保険

1 被保険者の概況

(年度平均)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被 保 険 者 数 加 入 率	43,417人 16.70%	41,608人 16.12%	39,456人 15.40%
世 帯 数 加 入 率	29,497世帯 28.07%	29,167世帯 27.59%	27,358世帯 25.48%

2 保険税賦課基準

(令和5年度)

区 分	課 税 対 象	税 率		
		医療保険分	後期高齢者 支援金等分	介護保険分
所 得 割	課税総所得金額	100分の7.20	100分の2.80	100分の3.00
均 等 割	被保険者1人につき	27,000円	9,600円	11,000円
平 等 割	1世帯につき	16,200円	6,000円	6,400円

3 保険税賦課状況

(令和5年度)

賦 課 期 日	4月1日
納 期	普通徴収 8回(7、8、9、10、11、12、1、2月) 特別徴収 6回(4、6、8、10、12、2月)
賦 課 方 式	3方式(所得割額、均等割額、平等割額の合計額)
賦 課 限 度 額	医療分 65万円、支援分 22万円、介護分 17万円
限 度 額 超 過 世 帯 数	医療分 363世帯、支援分 467世帯、介護分 373世帯

4 保険税収納状況(現年課税分)

(各年度末)

区 分	令和3年度決算額	令和4年度決算額	令和5年度決算額
調 定 額	4,729,295,800円	4,235,209,100円	4,092,110,500円
収 納 額	4,553,799,131円	4,080,428,549円	3,926,293,726円
収 納 率	96.29%	96.35%	95.95%
1世帯当たり調定額	162,145円	149,022円	149,576円
1人当たり調定額	108,927円	101,788円	103,713円

5 低所得世帯の保険税軽減状況

(令和5年度)

区 分	軽 減 額	被 保 険 者 数	世 帯 数
7 割 軽 減	419,201,415円	10,052人	8,044世帯
5 割 軽 減	165,004,150円	6,148人	3,919世帯
2 割 軽 減	52,035,920円	4,811人	2,930世帯
計	636,241,485円	21,011人	14,893世帯

6 保険給付の種類

(令和5年度)

(1) 療養の給付

年齢	給付割合
未就学児	8割
就学児から69歳まで	7割
70歳以上	8割 現役並み所得者は7割

(2) 給付の内容

診療、治療材料の支給、処置手術、その他の治療、
病院又は診療所への収容、看護、移送、柔整、鍼灸の施術

(3) 高額療養費の支給

昭和50年1月実施

(4) 出産育児一時金の支給

分娩年月日	出産・満22週以降の死産	満12週以降22週未満の死産
分娩施設	H21.10.1~	H21.10.1~
産科医療補償 制度加入施設	分娩年月日 ~R05.3.31 420,000円 分娩年月日 R05.4.1~ 500,000円	分娩年月日 ~H26.12.31 390,000円
産科医療補償 制度未加入施設	分娩年月日 ~H26.12.31 390,000円 分娩年月日 H27.1.1~ 404,000円 分娩年月日 R04.1.1~ 408,000円 分娩年月日 R05.4.1~ 488,000円	分娩年月日 H27.1.1~ 404,000円 分娩年月日 R04.1.1~ 408,000円 分娩年月日 R05.4.1~ 488,000円

(5) 葬祭費の支給 1件 50,000円

7 保険給付状況

(1) 一般被保険者医療費給付状況

(各年度末)

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
R03	656,324件	18,080,886,251円	13,321,238,833円	4,403,288,992円	356,358,426円
R04	653,774件	17,970,219,868円	13,254,038,871円	4,311,896,545円	404,284,452円
R05	634,580件	17,469,792,657円	12,856,888,824円	4,238,398,509円	374,505,324円

(2) 退職被保険者医療費給付状況

(各年度末)

年 度	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
R03	0件	0円	0円	0円	0円
R04	0件	0円	0円	0円	0円
R05	0件	0円	0円	0円	0円

(3) 高額療養費給付状況

(各年度末)

年 度	一 般 被 保 険 者 分		退 職 被 保 険 者 分		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
R03	34,747件	2,000,015,786円	0件	0円	34,747件	2,000,015,786円
R04	34,509件	2,023,220,034円	0件	0円	34,509件	2,023,220,034円
R05	34,031件	2,029,574,802円	0件	0円	34,031件	2,029,574,802円

(4) その他の保険給付費

(各年度末)

年 度	出 産 育 児 一 時 金		葬 祭 費		傷 病 手 当 金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
R03	91件	38,144,000円	251件	12,550,000円	8件	343,588円
R04	60件	24,708,000円	265件	13,250,000円	104件	2,251,865円
R05	92件	44,316,000円	245件	12,250,000円	4件	94,327円

8 国民健康保険基金

国民健康保険事業の安定的な運営のため、各会計年度において生じた剰余金の範囲内で基金として積み立てをする。

令和4年度末 現在残高	令和5年度		令和5年度末 現在残高
	積立額	処分額	
1,248,690,746円	368,024,905円	0円	1,616,715,651円

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、一定の障害があると認定された65歳～74歳までの方が加入する医療保険制度である。制度の運営は福井県内のすべての市町が加入する「福井県後期高齢者医療広域連合」が行い、本市は保険料の徴収事務や窓口業務等を担っている。

1 被保険者の概況 (令和5年度末)

区 分	令 和 5 年 度
7 5 歳 以 上	42,392人
障 害 認 定	715人
計	43,107人

2 保険料賦課基準 (令和5年度末)

区 分	賦 課 対 象	料 率
所 得 割	賦課のもととなる所得金額	100分の9.7
均 等 割	被保険者1人につき	49,700円

3 保険料賦課状況 (令和5年度末)

賦 課 期 日	4月1日		
納 期	普通徴収 8回(7、8、9、10、11、12、1、2月) 特別徴収 6回(4、6、8、10、12、2月)		
賦 課 方 法	旧ただし書き方式(所得割、均等割の合計額)		
賦 課 限 度 額	66万円	限度額を超える被保険者数	745人

4 保険料収納状況(現年課税分) (令和6年5月末)

区 分	調 定 額	収 納 額	収 納 率	1 人 当 たり 調 定 額
令和5年度	3,613,084,300円	3,599,533,578円	99.62%	83,816円

5 低所得者の保険料軽減状況 (令和5年度末)

均等割軽減	7割軽減	7.75割軽減	5割軽減	2割軽減	被用者保険の被扶養者	合計
令和5年度	15,050人	0人	6,067人	4,976人	269人	26,362人

6 申請・届出受付状況 (令和5年度末)

区 分	資 格 関 係	給 付 関 係	そ の 他	計
令和5年度	2,078件	7,754件	2,469件	12,301件

福井県後期高齢者医療広域連合提出分

国民年金

1 基礎年金

国民年金は、従来は被用者年金制度に加入していない自営業者等を対象としていたが、昭和61年4月1日の国民年金法改正に伴い、被用者年金制度の被保険者等及び被扶養配偶者も国民年金の被保険者となった。老齢・障害・死亡についての年金給付として「基礎年金」が支給される。

加入状況

(令和6年3月31日現在)

加入者数			計
第1号加入者	任意加入者	第3号被保険者	
24,003人	361人	10,309人	34,673人

納付状況

(令和6年3月31日現在)

年度	納付対象月数	納付実施月数	納付率
R3	169,679	134,785	79.4%
R4	167,929	135,943	80.9%
R5	165,578	134,845	81.4%

保険料免除状況

(令和6年3月31日現在)

年度	法定免除	申請免除	若年者納付猶予	学生納付特例	計	免除率
R3	2,714	4,154	1,090	3,442	11,400	46.0%
R4	2,750	3,324	1,055	3,258	10,387	42.7%
R5	2,820	3,836	1,001	3,096	10,753	44.8%

免除申請等所得基準額

〔保険料免除制度〕

< 申請免除 >

本人、配偶者及び世帯主の所得がそれぞれ基準額以下の場合、申請し承認されることでいずれかの免除となる。

(基準額) 所得 : (扶養親族等数 + 1) × 35万円 + 32万円 全額免除

令和2年度以前は22万円

所得 : 88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 4分の3免除

令和2年度以前は78万円

所得 : 128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 半額免除

令和2年度以前は118万円

所得 : 168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 4分の1免除

令和2年度以前は158万円

< 法定免除 >

障害年金(1~2級)や生活保護法による生活扶助を受けているときなどに、届出により保険料の全額が免除となる。

〔納付猶予制度〕

本人(50歳未満)及び配偶者の所得がそれぞれ基準額以下の場合、申請し承認されることで納付猶予となる。

(基準額) 所得 : (扶養親族等数 + 1) × 35万円 + 32万円 (令和2年度以前は22万円)

[学生納付特例制度]

学生本人の所得が基準額以下の場合、申請し承認されることで学生納付特例により納付が猶予される。

(基準額) 所得 : 128万円 + 扶養親族等数 × 38万円 + 社会保険料控除額等 (令和2年度以前は118万円)

国民年金裁定請求受給要件

(令和6年4月1日現在)

給付名	受給要件	年金額
老齢基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 原則として保険料納付済期間・カラ期間・保険料免除期間を合算し、10年以上(平成29年7月31日までは25年以上)ある場合は65歳から支給 <ul style="list-style-type: none"> : 67歳以下(昭和31年4月2日以後生まれ)の金額 : 68歳以上(昭和31年4月1日以前生まれ)の金額 (、は、老齢、障害、遺族の各基礎年金に共通) <ul style="list-style-type: none"> : 平成20年度までは1/3、平成21年度からは1/2 : 平成20年度までは1/2、平成21年度からは5/8 : 平成20年度までは2/3、平成21年度からは3/4 : 平成20年度までは5/6、平成21年度からは7/8 	$\{816,000円$ $(813,700円)$ $\times (納付月数 +$ $全額免除月数 \times 1/2$ $3/4免除月数 \times 5/8 +$ $半額免除月数 \times 3/4 +$ $1/4免除月数 \times 7/8 \}$ $\div (加入可能年数 \times 12)$
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 初診日において国民年金の被保険者であることなど 初診日の前々月までに3分の2以上の保険料の納付済期間(免除期間等含む)があるか、又は初診日の前々月までの1年間に未納がなく、障害等級に該当する障害状態となったとき支給 20歳前の傷病により、年金の障害等級に該当する障害の状態に該当するときは20歳から支給 	1級 1,020,000円 (1,017,125円) 2級 816,000円 (813,700円) (子の加算有) 1~2人 各234,800円 3人以降 各78,300円
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の納付期間及び免除期間が加入期間の3分の2以上ある人が亡くなったときに、死亡した者によって生計を維持されていた子のある妻、子のある夫又は子に支給 子とは18歳に到達する年度末までの子、又は20歳未満で障害等級1級又は2級の障害者をいう 	816,000円 (813,700円) (子の加算有) 1~2人 各234,800円 3人以降 各78,300円
寡婦年金	<ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金を受ける資格のある夫が年金を受けず死亡したとき、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給 	夫が受けられる 老齢基礎年金の3/4

2 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として平成17年4月に「特別障害給付金制度」が創設された。

受給要件

(令和6年4月1日現在)

種別	要件	年金額
特別障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある者。ただし、65歳に達する日の前日までに障害状態に該当した者に限る。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給できる者は対象外 	1級 55,350円(月額) 2級 44,280円(月額) 一定額以上の所得及び老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合は、半額又は全額停止あり

介 護 保 険

1 第1号被保険者の概況

(令和6年3月末現在)

65歳以上75歳未満 (人)	33,147
75歳以上85歳未満 (人)	28,619
85歳以上 (人)	14,449
(再掲)外国人被保険者	421
(再掲)住所地特例被保険者	173
計	76,215

2 要介護認定者数

(3月末現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定者総数(人)	14,071	13,953	14,546
内訳			
要支援1	1,558	1,547	1,907
要支援2	1,974	1,951	2,117
要介護1	2,737	2,639	2,745
要介護2	2,449	2,389	2,386
要介護3	2,088	2,143	2,117
要介護4	1,914	1,912	1,968
要介護5	1,351	1,372	1,306

3 介護保険料

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、介護保険法の定めにより介護保険事業計画に基づき3年ごとに設定される。

第9期福井市介護保険事業計画に基づく保険料(令和6~8年度)は、保険料の上昇幅をできるだけ抑制するため、基金の取り崩しや低所得者層の方の保険料率に配慮しながら保険料月額(基準額)を6,600円の据え置きとした。

介護保険料基準額の推移

年度	第4期 平成21~23年度	第5期 平成24~26年度	第6期 平成27~29年度	第7期 平成30~令和2年度	第8期 令和3~5年度	第9期 令和6~8年度
基準額(円/月)	4,400	5,560	6,100	6,300	6,600	6,600
年額(円)	52,800	66,720	73,200	75,600	79,200	79,200

介護保険料の所得段階

所得段階区分		保険料率	年額(円)
第1段階	生活保護受給者。老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.15	11,880
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.40	31,680
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	基準額 ×0.65	51,480
第4段階	本人は市民税非課税だが、同じ世帯に市民税課税者がいる方で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.85	67,320
第5段階	本人は市民税非課税だが、同じ世帯に市民税課税者がいる方で第4段階に該当しない方	基準額	79,200
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.20	95,040
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.30	102,960
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	118,800
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.70	134,640
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額 ×1.90	150,480
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上900万円未満の方	基準額 ×2.10	166,320
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上1,100万円未満の方	基準額 ×2.30	182,160
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,100万円以上の方	基準額 ×2.40	190,080

4 納 期

特別徴収（年金年額18万円以上）

仮徴収 = 4月、6月、8月

本徴収 = 10月、12月、2月

普通徴収（年金年額18万円未満、65歳到達・転入により資格取得した当初の一定期間）

7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月の月末納期の年8期払い

5 保険給付の種類

居宅サービス

訪 問 介 護	ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活の世話をを行う。
訪 問 入 浴 介 護 介護予防訪問入浴介護	入浴設備を積んだ入浴車が居宅を訪問して、入浴の介助を行う。
訪 問 看 護 介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づいて、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づいて、必要なりハビリテーションを行う。
居 宅 療 養 管 理 指 導 介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、療養上の管理指導を行う。
通 所 介 護 (デ イ サ ー ビ ス)	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行う。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デ イ ケ ア)	主治医の判断にもとづき、日帰りで医療機関等のデイケアセンターなどに通い、理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーションを行う。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練を行う。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	老人保健施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行う。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等で、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話をを行う。
福 祉 用 具 貸 与 介護予防福祉用具貸与	居宅で可能な限り自立した日常生活が送れるよう、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与する。 1歩行器 2歩行補助つえ 3手すり（取り付けに工事不要なもの） 4スロープ（段差解消のもので、取り付けに工事不要なもの） 5車いす 6車いす付属品（クッション、電動補助装置など）7特殊寝台 8特殊寝台付属品（マットレスなど） 9床ずれ防止用具（エアーマットなど） 10体位変換器 11認知症高齢者徘徊感知機器 12移動用リフト 13自動排泄処理装置 5～12の品目は原則、要介護2～5の方のみ利用可。 13の装置のうち便を吸引できるものは原則、要介護4・5の方のみ利用可。
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄に用いる用具の購入費の一部を支給する。 ・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・移動用リフトのつり具の部分 ・簡易浴槽 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・排泄予測支援機器 次の福祉用具は、貸与と購入を選択して利用可。 ・固定用スロープ ・歩行器（歩行車を除く） ・歩行補助つえ（松葉杖を除く）
住 宅 改 修 費 介護予防住宅改修費	居住する住宅に、手すりを取り付けるなどの小規模な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を支給する。 ・廊下や階段、浴室等への手すり設置 ・段差の解消 ・滑り防止のための床または通路面の床材の変更 ・洋式便器等への便器の取り替え ・引き戸等への扉の取り替え

居宅介護支援 介護予防支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅サービス計画や介護予防サービス計画を作成するとともに、計画にもとづくサービス提供確保のため、サービス事業者等と連絡調整を行う。
------------------	---

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況、環境等に応じて「通い」を中心に「泊まり」と「訪問」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的なサービスを行う。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の利用者に、デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の利用者に、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話と機能訓練を行う。
夜間対応型訪問介護	巡回又は備え付けの通報装置による連絡等で、夜間専用の訪問介護を行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に、施設サービス計画に基づいて入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行う。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の介護専用型の有料老人ホーム等の入居者に、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行う。
地域密着型通所介護	定員18人以下のデイサービスセンターなどに日帰りを通い、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話と機能訓練を行う。

施設サービス

指定介護老人福祉施設	入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う。
介護医療院	入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。

特定入所者介護（予防）サービス費

低所得者に対して、介護保険施設やショートステイを利用する場合の「食費」・「居住費・滞在費」について、負担が過重にならないよう軽減された負担限度額が設定される。

高額介護（予防）サービス費

要介護者や要支援者が支払った自己負担額が所定の上限を超えた分を支給する。低所得者には、負担が過重にならないよう軽減された上限額が設定される。

高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険上の世帯を単位とし、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超えた場合に、超えた金額を支給する。低所得者には、負担が過重にならないよう軽減された限度額が設定される。

6 保険給付状況

(1) 居宅介護(予防)サービス費(住宅改修費及び福祉用具購入費は除く)

年 度	件 数 (件)	保険者負担額 (円)
R3	277,029	9,692,254,915
R4	279,752	9,715,387,897
R5	283,532	10,027,752,676

(2) 地域密着型(予防)サービス費

年 度	件 数 (件)	保険者負担額 (円)
R3	29,904	5,477,632,174
R4	29,765	5,523,642,348
R5	29,190	5,572,731,932

(3) 施設介護サービス費

年 度	件 数 (件)	保険者負担額 (円)
R3	27,892	7,627,466,876
R4	27,492	7,606,005,788
R5	27,587	7,764,581,788

(4) 居宅介護(予防)住宅改修費

年 度	件 数 (件)	保険者負担額 (円)
R3	617	50,972,052
R4	566	50,957,547
R5	587	53,260,366

(5) 居宅介護(予防)福祉用具購入費

年 度	件 数 (件)	保険者負担額 (円)
R3	949	25,311,499
R4	918	26,665,567
R5	906	27,826,990

(6) 特定入所者介護(予防)サービス費

年 度	件 数 (件)	保険者負担額 (円)
R3	14,974	486,687,958
R4	14,380	421,308,519
R5	14,684	427,892,817

(7) 高額介護(予防)サービス費

年 度	件 数 (件)	保険者負担額 (円)
R3	39,616	506,561,532
R4	39,558	488,673,674
R5	40,071	503,452,530

(8) 高額医療合算介護(予防)サービス費

年 度	件 数 (件)	保険者負担額 (円)
R3	2,277	67,238,503
R4	2,326	71,537,056
R5	2,287	70,205,117

7 居宅サービス利用者負担軽減事業

利用者負担額の2分の1を市が助成することにより、低所得者の自己負担額を軽減し、併せて居宅サービス利用の機会拡大を図る。

【施行】 平成15年7月1日

【対象者】 以下の条件をすべて満たす人

世帯全員が市民税非課税(生活保護受給者を除く)

世帯収入が130万円未満(世帯が2人以上の場合は1人につき75万円を上乗せ)

世帯で保有する預貯金の額が300万円以下

本人に地代等の不動産所得がないこと

本人が負担能力のある親族等に扶養されていないこと

本人が介護保険料を滞納していないこと

本人が給付制限を受けていないこと

【対象サービス】訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護

【助成額】 利用者負担額(1割)の2分の1

【事業実績】 認定者数 225人

年 度	件 数 (件)	保険者負担額 (円)
R3	2,527	9,682,781
R4	2,125	9,112,177
R5	2,148	9,351,206

8 すこやか介護用品支給事業

在宅の要介護者及び要支援者に対し、介護用品(紙おむつ等)の購入費用の一部を補助し、快適な在宅生活の維持を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることを目的としている。

年 度	登録者数(人)	保険者負担額(円)
R3	2,939	60,335,653
R4	2,672	57,168,267
R5	2,506	59,494,793

【支給要件】

福井市に介護保険料を納めている方

福井市に住所を有する方

給付制限を受けていない方

要介護3以下の場合、認定調査票の排泄項目において「介助」又は「見守り等」に該当していること

40歳から64歳の第2号被保険者においては、市民税非課税世帯であること

9 介護相談員派遣事業

介護サービス事業所を訪問し、利用者の話を聞き相談に応じるなど、介護サービスの質的向上を図ることを目的に活動を行っている。

- 【設置】 平成15年6月1日
【委嘱】 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
【相談員】 11名（令和6年4月1日現在）
【連絡会】 12回
【訪問事業所】 107事業所（令和6年度予定）

10 介護サービス事業者連絡会（平成13年度～）

介護サービス事業者の横の連携を強めることによって、質の高い介護保険サービスをスムーズに提供することを目的として、福井市介護サービス事業者連絡会が設立された。市ではこの事業者連絡会に対し、必要な支援を行っている。

【R5実績】

会員数	回数	内容
151 法人	3	基調講演会、勉強会（Zoom）、意見交換会

11 地域密着型サービス

地域密着型サービス事業者の指定

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活を送れるように支援するため、市が地域密着型サービスを提供する事業者の指定を行っている。

（令和6年4月1日現在の指定状況）

指定地域密着型サービス事業者	事業所数
1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6
2. 夜間対応型訪問介護	0
3. 認知症対応型通所介護	18
4. 小規模多機能型居宅介護	30
5. 認知症対応型共同生活介護	37
6. 地域密着型介護老人福祉施設	15
7. 看護小規模多機能型居宅介護	9
8. 地域密着型特定施設入居者生活介護	0
9. 地域密着型通所介護	37

地域密着型サービス事業者等の指導監督

保険給付対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図るため、実地指導、監査、集団指導を実施している。

【R5実績】

実地指導（事業）	監査（回）	集団指導（回）
27	0	1

12 （公財）福井市ふれあい公社運営支援

高齢者や障がい者の福祉の増進及び市民の健康と生きがいづくりに貢献する事業に係る経費等に対して助成している。

